

税理士試験の受験資格の見直しについて

令和4年4月1日
国 税 庁

1 受験資格の見直し内容

令和4年度の税制改正により、令和5年度の税理士試験（第73回（予定））から、受験資格が次のとおり変更となります。

- ・ 会計学に属する試験科目（簿記論・財務諸表論）の受験資格が不要となり、どなたでも受験が可能となります。
- ・ 税法に属する試験科目（所得税法、法人税法、相続税法、消費税法又は酒税法、国税徴収法、住民税又は事業税、固定資産税）の受験資格のうち学識による受験資格が、次のとおり拡充されます。

	見直し前(令和4年度の税理士試験以前)	見直し後(令和5年度の税理士試験以降)
学識	大学、短大又は高等専門学校を卒業した者で、 <u>法律学又は経済学</u> に属する科目を1科目以上履修した者	大学、短大又は高等専門学校を卒業した者で、 <u>社会科学</u> に属する科目を1科目以上履修した者
	大学3年次以上の学生で <u>法律学又は経済学</u> に属する科目を含め62単位以上を取得した者	大学3年次以上の学生で <u>社会科学</u> に属する科目を含め62単位以上を取得した者
	専修学校の専門課程（修業年限が2年以上かつ課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上に限る。）を修了した者等で、 <u>法律学又は経済学</u> に属する科目を1科目以上履修した者	専修学校の専門課程（修業年限が2年以上かつ課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上に限る。）を修了した者等で、 <u>社会科学</u> に属する科目を1科目以上履修した者
	司法試験に合格した者	同左
	旧司法試験法の規定による司法試験の第二次試験又は旧司法試験の第二次試験に合格した者	同左
	公認会計士試験短答式試験合格者（平成18年度以降の合格者に限る。）	同左
	公認会計士試験短答式試験全科目免除者	同左

2 社会科学に属する科目

社会科学に属する科目には、見直し前（令和4年度の税理士試験以前）の「法律学又は経済学に属する科目」に該当していた科目のほか、社会学、政治学、行政学、政策学、ビジネス学、コミュニケーション学、教育学、福祉学、心理学、統計学等の科目が

該当します。

なお、履修した科目が社会科学に属する科目に該当するかどうかは科目の名称から判定しかねる場合には、授業内容が記載されている学生便覧や担当教授の専門分野等が分かるものを取り寄せた後、最寄りの国税局又は沖縄国税事務所の人事課税理士試験担当係へご照会ください。